

記入例

財産収支状況書

令和 3 年 4 月 1 日

1 住所・氏名等

住所所在地	高槻市桃園町2番1号	氏名名称	高槻 太郎
-------	------------	------	-------

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		50,000 円	0円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
〇〇銀行××支店	普通	100,000 円	0円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
A銀行××支店	普通	100,000 円	20,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (医療費)
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()
現在納付可能資金額(A)		20,000 円		

3 平均的な収入及び支出の見込み金額 (月額)

区分	見込金額
収入	売上・給与・報酬 400,000 円
	その他 () 円
	パート収入 50,000 円
	①収入合計 450,000 円
支出	仕入 円
	給与、役員給与 円
	家賃等 円
	諸経費 円
	借入返済 95,000 円
	学費 47,000 円
	医療費 20,000 円
	生活費 (扶養親族 3 人) 238,000 円
②支出合計 400,000 円	
③納付可能基準額 (① - ②)	50,000 円

4 分割納付計画

納付年月日 (B)	分割納付金額 (C)	増減理由
令和3・4・30	50,000 円	
令和3・5・31	50,000 円	
令和3・6・30	50,000 円	
令和3・7・31	50,000 円	
令和3・8・31	50,000 円	
令和3・9・30	50,000 円	
令和3・10・31	50,000 円	
令和3・11・30	50,000 円	
令和3・12・31	150,000 円	冬季賞与による加算
令和4・1・31	50,000 円	
.	円	
.	円	
【備考】		

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	・		
	円	・		
	円	・		

(2) その他の財産の状況

不動産	自宅マンション (高槻市桃園町2番1号、住宅ローンあり)	国債・株式等	〇〇株式会社 上場株式 2,000株
車両	自家用車1台 (セダン 大阪〇〇 あ 1234)	その他 (保険等)	〇〇生命保険

(3) 借入金・買掛金の状況

借入金等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了 (支払) 年月	追加借入の可否	担保提供財産等
A銀行××支店	10,000,000 円	50,000 円	令和 23 年 12 月	可・否	自宅マンション
	円	円	年 月	可・否	

財産収支状況書の記入方法

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合に「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

1 申請年月日

申請書を提出する日を記入してください。郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入してください。

2 「2 現在納付可能資金額」欄

この欄には、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を記入します。

- ・「現金及び預貯金等」欄に、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称、数量を記入します。
- ・「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄などの種類を記入します。
- ・「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金、預貯金等の金額を記入します。
- ・「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記入します。
- ・「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック（）をつけます。

「運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下、「計算期間」といいます。）（※）の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックします。

「生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間（※）に支出する生活費に充てる必要があるときにチェックをつけます。

「その他」チェックをつけた場合には、その事情を（ ）内に具体的に記入します。

※ 納税者の収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難になるときは、その所要金額も対象にすることができます。

- ・現在納付可能資金額(A)には、「納付可能金額」欄の合計額を記入します。

3 「3 平均的な収入及び支出の見込み金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込み金額を税込み金額で記入します。

この欄で計算した「③納付可能基準額（①－②）」を元に「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄を記入します。

(ア)「収入」欄

売上収入や、その他経常的な収入をすべて税込み金額で記入します。また、納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記入します。

(イ)「支出」欄

・事業に係る支出

仕入れ、給与、役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済、その他の支出（※）を記入します。なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・不要不急の財産の取得のための支出
- ・期限の定めのない債務の弁済のための支出 など

※ 減価償却など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、納税者が特別徴収義務者の場合、給与の見込み金額は個人市民税の特別徴収分を差し引いた金額を記入してください。

- ・生活費（納税者が個人の場合のみ）
 計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法で計算した金額（※1、※2）を記入します。
 A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、（イ）納税者本人につき100,000円、（ロ）生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、（ハ）手取り額（※3）から（イ）及び（ロ）を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は（イ）及び（ロ）の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計金額（以下、基準金額といいます。）
 B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

※1 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内でA又はBのいずれかの方法で計算した金額に加算することができます。

※2 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法で計算した金額から減算します。

※3 手取り額とは、給与所得者については、直近1か月分の給与収入から、源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。
 なお複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

4

「4 分割納付計画」欄
 「3 平均的な収入及び支出の見込み金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」をもとに、具体的な納付計画を記入します。この欄に記入した納付計画は申請書の「納付（納入）計画」として使用します。

- ・「納付年月日(B)」欄
 猶予期間中の納付予定の年月日を記入します。
- ・「分割納付金額(C)」欄
 猶予期間中の各月における納付金額は「3 平均的な収入及び支出の見込額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」に記入した金額とします。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合は、その金額を記入します。
- ・「増減理由」欄
 「分割納付金額」欄の金額を、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記入します。

≪記入例≫

臨時的な収入	臨時的な支出
・不動産売却による収入(〇〇円)のため	・製造用機器に買替えによる支出(〇〇円)のため
・借入による入金(〇〇円)のため	・家屋の修繕費(〇〇円)のため
・貸付金回収による入金(〇〇円)のため	〇〇税納付(〇〇円)のため

5

「5 財産等の状況」欄
 (ア) 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等の状況について、売掛先等の名称、住所、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類及び回収方法を記入します。

売掛先等の名称・住所		売掛金等の額	回収予定日	(A) 種類	(B) 回収方法
〇〇商店	〇〇市△△町××××	500,000円	R3-8-20	売掛金	小切手
株式会社××商事	〇〇市△△町××××	1,000,000円	R3-8-20	売掛金	手形
▲▲工業	〇〇市△△町××××	800,000円	R3-8-20	貸付金	振込

- (A) 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記入します。
- (B) 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記入します。

(イ) 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債、株式等の有価証券、車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記入します。

また、「その他(保険等)」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記入します

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして②「1 現在納付可能資金額」欄に記入した財産については、この欄に記入する必要はありません。

(ウ) 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記入します。

- ・「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記入します。
- ・「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記入します。
- ・「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合には「可」に、できない場合には「否」に○印をつけます。
- ・「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記入します。